

報道機関各位

発信日	令和6年5月7日	担当者名	大坪 和太郎
担当課	市民協働課（消費生活センター）	電話番号	0942-85-3800

5月は「消費者月間」！

「消費者月間」啓発キャンペーンを実施します

事業内容	<p>消費者保護基本法（「消費者基本法」の前身）が昭和43年5月に制定されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされております。</p> <p>「消費者月間」では、全国において、消費者団体、事業者団体、行政等が一体となった消費者問題に関する事業が行われており、鳥栖市においても、下記のとおり「消費者月間」啓発キャンペーンを行いますのでお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none">●日時 令和6年5月17日（金）11時00分～（50分程度）●場所 フレスポ鳥栖 1階 施設出入口付近●内容 市民（消費者）に対して、消費者トラブルへの注意喚起及び消費生活センターの周知を行うために、啓発チラシ及びグッズを配布します。●参加者 ・高橋 義希さん（鳥栖市特命応援団長） （鳥栖警察署 二セ電話詐欺撲滅広報大使） ・鳥栖警察署生活安全課 ・鳥栖市消費生活メイト（市民ボランティア）●その他 令和6年度「消費者月間」統一テーマ 「デジタル時代に求められる消費者力とは」
------	--

添付資料	「消費者月間」啓発キャンペーン用チラシ
------	---------------------

関連サイト	5月は「消費者月間」！～消費者トラブルのご相談は消費生活センターへ～（鳥栖市ホームページ） https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/16687.html
-------	--

消費生活センターにご相談ください



身近な消費者トラブル、あなたは大丈夫？

気づく

確認する

相談する



SNSで「簡単にもうかる」
っていうけど... 本当かなあ...

口コミをみたら定期購入で
解約の電話が繋がらない
と書かれている...

子どもにスマホを
貸していたら、
いつの間にか多額
の課金をしていた



(SNS広告)
初回980円!



—5月は「消費者月間」です！—

自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」とは何かを考え、高める機会となるよう、令和6年度は「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマに掲げています。

お問い合わせ

鳥栖市消費生活センター
☎ 0942(85)3800
鳥栖市役所1階市民協働課内

受付時間

9:00～16:00

詳しくは
コチラ!

相談対応日

月曜～金曜日（年末年始、祝日を除く）



鳥栖市消費生活センターHP



佐賀県消費生活センターHP

消費者ホットライン

(いやや!)

188

お近くの相談窓口につながります

消費生活相談窓口一覧（相談は無料です）

■ 消費者ホットライン **TEL:188(いやや!)** お近くの相談窓口を案内します

■ 佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

メール: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

佐賀市天神三丁目-2-11 (アバンセ3階)

9時～17時 (年未年始除く)
※16時30分までにお電話ください

出前講座「だまされんばい！悪質商法」

悪質商法の対処法など消費生活に関するテーマで
出前講座を実施しております。ぜひ、ご利用ください！

TEL:0942(85)3800

鳥栖市 市民協働課 消費生活センター

無料



■ 市町消費生活相談窓口一覧 ※1

令和6年4月1日現在

相談窓口	電話番号	相談日	相談時間
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月～金	9時～16時
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月～金	8時30分～17時15分※2
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月～金	9時～16時
多久市 商工観光課	0952(75)2117	月・水・木	10時～16時
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月～金	9時～12時、13時～16時
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月～金	9時～12時、13時～16時30分
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金	9時30分～12時、13時～16時
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金	9時30分～12時、13時～16時30分
嬉野市 観光商工課 (塩田庁舎)	0954(42)3310	火	9時30分～12時、13時～16時
(嬉野庁舎)	0954(42)3310	木	9時30分～12時、13時～16時
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金	9時～12時、13時～15時
吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木	9時～12時、13時～15時
基山町 住民課	0942(85)8171	金	9時30分～12時、13時～15時30分
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火	9時～12時、13時～15時
みやき町 産業支援課	0942(96)5545	月・水	9時～12時、13時～15時
玄海町 住民課	0955(52)2157	金 (月4回)	10時～12時、13時～16時
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木	9時30分～12時、13時～16時
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水 (月2回)	10時～12時、13時～16時
江北町 地域振興課	0952(86)5615	火 (月3回)	10時～12時、13時～16時
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木 (月4回)	10時～12時、13時～16時
太良町 企画商工課	0954(67)0312	水	9時30分～12時、13時～16時

※1 市町相談窓口受付は年未年始・祝日を除きます。

※2 唐津市の相談受付時間は16時30分までです。